

## 外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチーム設置要綱

## (目的)

第1条 外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するため、外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチーム(以下、「チーム」という。)を設置する。

## (検討事項)

第2条 チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえた施策の取組の充実に関すること
- (2) 乳幼児期から高等学校卒業までの切れ目のない支援のための情報共有の仕組みに関すること
- (3) その他外国人の子どもたちの支援に関すること

## (構成)

第3条 チームは、別表に掲げる関係課室をもって構成する。ただし、検討を進める上で必要が生じた場合は、関係課室を追加できるものとする。

## (運営)

第4条 チームには座長を置き、県民文化部社会活動推進課多文化共生推進室長をもってこれに充てる。

- 2 会議は座長が招集する。
- 3 会議の議事に関し、必要な事項は座長が定める。
- 4 座長が会議に出席できないときは、座長の指名した者がその会議において座長の代理を務める。

## (庶務)

第5条 チームの庶務は、県民文化部社会活動推進課多文化共生推進室において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営その他必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行し、「あいち多文化共生推進プラン2022」の最終年度である平成34年度をもって廃止する。

別表

外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチーム関係課室

部 局	課 室
県民文化部	社会活動推進課
	社会活動推進課多文化共生推進室
	学事振興課私学振興室
健康福祉部	地域福祉課
	児童家庭課
	子育て支援課
	障害福祉課
教育委員会	教育企画課
	財務施設課
	生涯学習課
	高等学校教育課
	義務教育課
	特別支援教育課